

SHIFT補助金が公募開始

〔公募期間〕 令和3年5月28日(金)～6月29日(火)12時必着

工場・事務所・病院・店舗等の省エネ設備導入に活用できます！

環境省 補助事業名：令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（略称：SHIFT事業）

「SHIFT事業」のうち **設備更新事業A**

執行団体：一般社団法人温室効果ガス審査協会（略称「GAJ」）
対象業種：全業種が対象（国及び地方公共団体、個人事業主を除く）
補助率：**1/3以内（1事業者あたり上限1億円）**
対象経費：設備費・工事費（撤去処分費等除く）

■ 補助事業要件

下記の事業要件のどちらか又は両方で申請が可能です。



■ 主たる申請条件

- 平成29年度～令和元年度（2017～2019年度）のエネルギーデータ(電気明細等)でCO2基準年度排出量を算定できること
- CO2基準年度排出量**50t-CO2以上**の工場又は事業場であること
- 脱炭素化促進計画に基づく**高効率設備導入事業**や燃料転換を行う事業であること
- 自主的対策（補助対象外経費で導入する設備、運用改善など）によるCO2削減**を少なくとも一つ計画すること※自主的対策によるCO2削減量は上限あり
- 事業全体の投資回収年数が**3年以上**であること
- 対象施設の敷地内にある、全ての**建物所有者が法人格を有していること**
- 導入設備のエネルギー消費量の**計測が必要** ※“主要なシステムシステム”で申請する場合
- 照明(LED等)及び家庭用設備・機器(ルームエアコン等)は**補助対象外**
- 直近2期の決算において連続の**債務超過**でないこと
- 補助事業の実施期間は交付決定日から**令和4年2月28日まで**（単年度事業の場合）

1 スケジュールについて（単年度事業の場合）



※算定報告は令和5年度まで計2回あります。
※2次公募：9月初旬開始予定

2 注意事項

- **CO2排出量の検証について**
CO2排出量の検証を第三者検証機関に依頼・実施（計2回）が必須です。（別途、検証費用が発生します。）
- **CO2排出目標量について**
申請するCO2排出削減目標量が未達の場合、**CO2排出枠を購入する**必要があります。
- **過去、補助事業に採択された事業場等について**
令和2年度に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による 二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業：ASSET事業）またはCO2ポテンシャル診断 推進事業（低炭素機器導入事業）により機器等を導入した工場・事業場は申請不可です。

3 想定される審査項目

基礎的な審査項目	申請する補助対象事業のCO2排出削減量が大いこと
	申請する補助対象事業のCO2排出削減率が高いこと
	申請する補助対象事業の費用対効果が高いこと
	申請する補助対象事業によってエネルギー使用量に対するCO2排出量が小さくなること
その他の審査項目	申請者(実施事業者)が環境指標に批准していること
	申請者(実施事業者)が電力低炭素化取組の実績を有すること
	申請者(代表事業者または共同事業者)が脱炭素化促進計画等の低炭素化計画の策定にあたり第三者機関の支援を受けた実績があること
	中小企業等であること

4 応募申請時の主な提出書類について

- ①応募申請書 ②代表事業者の業務概要がわかる資料及び定款又は寄附行為
- ③代表事業者および共同事業者の直近2期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）④整備計画書
- ⑤他の補助事業の利用状況等について ⑥経費内訳（経費内訳の補足資料含む）
- ⑦年間CO2削減目標の内訳 ⑧「脱炭素化促進計画策定支援事業」実施計画書⑨算定報告書
- ⑩固定価格買い取り制度の設備認定に関する誓約書⑪消費税免税事業者に関する確認書
- ⑫自主的対策の根拠資料（低炭素電力契約書等）⑬導入する設備・技術に関する説明資料
- ⑭敷地境界が確認できる公的な資料
工場の場合：工場立地法届出、消防法届出等。事業場の場合：建築基準法届出、消防法届出等
- ⑮敷地境界内の建物等の現在の所有者が確認できる公的な資料⑯事業計画表

※詳しくは執行団体ホームページ記載の「提出書類」をご確認ください。

5 問合せ先窓口及び提出先

- 公募全般に対する問い合わせ期間
令和3年5月28日（金）から 令和3年6月22日（火）
- 問い合わせ先
一般社団法人 温室効果ガス審査協会（GAJ）事業運営センター 事業部
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-29-1 住友不動産一ツ橋ビル 7階
Email：shift@gaj.or.jp
URL：https://www.gaj.or.jp/eie/shift/index.html
- ※ 申請にあたっては、執行団体のホームページ上に掲載されている公募要領を必ずご確認ください